



平成 25 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・アールジャパン
代表者名 代表取締役社長・CEO 寺 下 史 郎
(コード番号：6051)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 浜 崎 義 樹
(TEL. 03-3796-1120)

第 1 回新株予約権の行使状況（一般投資家の最終行使状況） 及び取得に関するお知らせ

平成 25 年 4 月 12 日（金）に公表した「コミットメント型ライツ・オファリング（上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたライツ・オファリングに関し、当社第 1 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の一般投資家（下記で定義します。）の皆様の実行使期間が平成 25 年 5 月 30 日（木）に終了いたしましたので、平成 25 年 5 月 17 日（金）から平成 25 年 5 月 30 日（木）における行使状況及び平成 25 年 5 月 30 日（木）現在の発行済株式総数を、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様並びに一般投資家の皆様のご理解のもと、本新株予約権の発行総数に対する権利行使割合は **98.3%** となりました。厚く御礼申し上げます。

あわせて、本日、本新株予約権の発行要項に基づき当社が取得する本新株予約権の取得価格等が確定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本新株予約権の行使状況について

本新株予約権の名称	株式会社アイ・アール ジャパン 第 1 回新株予約権
本新株予約権の一般投資家権利行使期間（注）	平成 25 年 5 月 17 日（金）から平成 25 年 5 月 30 日（木）まで
本新株予約権の発行総数	1,687,029 個

（注） 「一般投資家権利行使期間」とは、コミットメント会社（下記で定義します。）以外の本新株予約権者（以下「一般投資家」といいます。）が権利行使することができる期間をいいます。

一般投資家権利行使期間に行使された本新株予約権の個数	1,658,320 個
一般投資家権利行使期間の本新株予約権の発行総数に対する権利行使割合	98.30%
一般投資家権利行使期間の交付株式数	165,832 株
一般投資家権利行使期間の払込総額（注） 1.	994,992,000 円
未行使となった新株予約権の数（注） 2.	28,709 個

- (注) 1. 払込総額は、本新株予約権の行使により発行された株式の発行価額の総額を記載しております。
2. 下記「3. 本新株予約権の取得及び譲渡について」に記載のとおり、未行使となった本新株予約権は、当社が取得条項に基づき取得したうえで、コミットメント契約に基づき、原則として野村証券株式会社（以下「コミットメント会社」といいます。）に全て譲渡し、コミットメント会社は当社から譲渡を受けた本新株予約権全てを平成25年6月6日（木）までに行使する予定であります。

2. 平成25年5月30日（木）現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数	1,852,932株（うち、自己株式数71株）
資本金の額	787,190,800円

(注) 上記の発行済株式総数及び資本金の額は、平成25年5月30日（木）までに行使請求受付場所に対して行使請求の取次ぎが行われた内容に基づく数値であります。

3. 本新株予約権の取得及び譲渡について

平成25年4月12日（金）に公表した「コミットメント型ライツ・オファリング（上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」に「ご参考」として添付された本新株予約権の発行要項の第5項第（8）号の規定に基づき、当社は、平成25年6月4日（火）に、交付財産（本新株予約権1個当たり386円）と引換えに、同日において残存する本新株予約権（上記「1. 本新株予約権の行使状況について」の「未行使となった新株予約権の数」に記載された数の本新株予約権）の全部を取得します。取得する本新株予約権に係る本新株予約権者の皆様には、配当金領収証方式により交付財産をお支払いいたしますが、実際の支払時期は未定です（平成25年7月以降になる可能性があります。）。

取得した本新株予約権については、平成25年4月12日（金）に公表した「コミットメント型ライツ・オファリング（上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、平成25年6月5日（水）に、コミットメント会社へ全て譲渡する予定であります。コミットメント会社への本新株予約権1個当たりの譲渡価格は、496円であります。

※本新株予約権の取得価額（交付財産）

本新株予約権1個当たり、平成25年6月3日（月）の大阪証券取引所（JASDAQ）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（11,514.3396円）から6,000円を差し引いた金額を10で除して得られる金額の70%に相当する額（1円未満の端数は切り捨て）であります。

※本新株予約権の譲渡価格

本新株予約権1個当たり、平成25年6月3日（月）の大阪証券取引所（JASDAQ）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（11,514.3396円）から6,000円を差し引いた金額を10で除して得られる金額の90%に相当する額（1円未満の端数は切り捨て）であります。

以上

ご注意：

本書は、本新株予約権の行使状況（一般投資家の最終行使状況）及び取得に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買その他の投資判断につきましては、平成 25 年 4 月 12 日付で提出された有価証券届出書（URL: <http://info.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読された上で、株主様又は投資家様ご自身の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。

なお、本書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘を一切構成するものではありません。本新株予約権の発行については、日本国外における証券法その他の法令（1933 年米国証券法（その後の改正を含みます。）を含みます。）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933 年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。